

鑑定評価書（令和4年地価調査）

令和 4年 7月 13日提出
玉村(県)-1 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	一般財団法人日本不動産研究所前橋支所
玉村(県)-1	群馬県	群馬第1	氏名	不動産鑑定士 原 孝幸
鑑定評価額	6,660,000 円	1 m ² 当たりの価格		34,700 円/m ²

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 4年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 4年 7月 11日	(6) 路線価	[令和 4年 1月] 路線価又は倍率	円/m ²
(2)実地調査日	令和 4年 6月 21日	(5)価格の種類	正常価格			1.1 倍
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				倍率種別	

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

鑑定評価書 (令和4年地価調査)

令和4年 7月 13日提出
玉村(県)-2 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	一般財団法人日本不動産研究所前橋支所		
玉村(県)-2	群馬県	群馬第1	氏名	不動産鑑定士		
鑑定評価額	6,500,000 円	1 m ² 当たりの価格	32,000 円/m ²			

1 基本的事項

(1)価格時点	令和4年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和4年 7月 11日	(6)路線価	[令和4年1月] 路線価又は倍率	円/m ²
(2)実地調査日	令和4年 6月 21日	(5)価格の種類	正常価格		1.2倍	
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				倍率種別	

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 佐波郡玉村町大字樋越字森下1581番15					②地積(m ²)	203 ()	⑨法令上の規制等			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況		1中専(60, 200)			
	1:1.2	住宅W2	中規模一般住宅の多い既成住宅団地	北6m町道	水道、下水	駒形5.2km		(その他)			
(2)近隣地域	①範囲	東270m、西100m、南100m、北150m	②標準的使用	低層住宅地							
	③標準的画地の形状等	間口約12m、奥行約17m、規模	200 m ² 程度、形状	長方形							
	④地域的特性	特記 事項	郊外部に存する区画整然とした住宅地域	街路	基準方位 北 6m町道	交通 施設	駒形駅 南方5.2km	1中専 (60, 200)			
	⑤地域要因の将来予測	区画整然とした住宅地域として熟成しており、地域内に格別の変動要因はないことから、当分の間、現状を維持すると予測する。地価は当面横ばいで推移すると予測する。									
(3)最有效使用の判定	低層住宅地					(4)対象基準地の個別的原因	方位				
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	32,000 円/m ²	0.0							
	収益還元法	収益価格	/ 円/m ²								
	原価法	積算価格	/ 円/m ²								
	開発法	開発法による価格	/ 円/m ²								
(6)市場の特性	同一需給圏は玉村町一円の住宅地域であり、主な需要者は玉村町内に地縁を有する個人のほか、高崎市・前橋市等の周辺市を通勤圏とする個人等も含まれる。対象基準地は区画整然とした住宅地域内に存するものの、玉村町の郊外部に位置しており、小学校等の利便施設への接近性は劣る。需要の中心となる価格帯は、土地は200 m ² 程度で600万円程度、新築の戸建住宅は1,800~2,200万円程度である。										
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	周辺にはアパート等も見られるが、最有效使用が低層住宅地で自用目的での取引が中心となり、また、画地規模が小さく競争力のある賃貸用共同住宅の想定が困難であるため、収益価格は試算しない。対象基準地は居住の快適性を重視する住宅地域内にあり、取引価格の水準を指標に価格決定されることが一般的であるため、市場性を反映した実証的な価格である比準価格を採用し、代表標準地との均衡にも留意のうえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。										
(8)公示標準価格としました	①■代表標準地 標準地番号 伊勢崎-14	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 0.0 地域 0.0			
	公示価格 32,200 円/m ²	[99.7] 100 [101.0] [99.0] 100	100 [100.0] 100	100 [99.0] 100	100 [100.0] 100	32,100		交通 0.0 交通 -1.0 環境 0.0 環境 +1.0 画地 +1.0 行政 -1.0 行政 0.0 その他 0.0 その他 0.0			
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 0.0 地域 0.0 交通 0.0 交通 -1.0 環境 0.0 環境 +1.0 画地 +1.0 行政 -1.0 行政 0.0 その他 0.0 その他 0.0			
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100 [] 100	100 [] 100	100 [] 100	100 [] 100			街路 0.0 地域 0.0 交通 0.0 交通 -1.0 環境 0.0 環境 +1.0 画地 +1.0 行政 -1.0 行政 0.0 その他 0.0 その他 0.0			
(10)対象年標準地の検討等の前か	①-1 対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 32,000 円/m ²	③価格変動形成要因の 一般的要因	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が緩和される中で、緩やかに持ち直している。								
	①-2 基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 公示価格 円/m ²	地 域 要 因	区画整然とした住宅地域として熟成しており、地域要因に格別の変動要因はない。								
	②変動率 年間 0.0 % 半年間 %	個 別 的 要 因	個別的要因に変動はない。								

鑑定評価書 (令和4年地価調査)

令和4年7月13日提出
玉村(県)-3 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社サクラ不動産鑑定		
玉村(県)-3	群馬県	群馬第1	氏名	不動産鑑定士	堀口 由紀子	
鑑定評価額	10,800,000 円	1m ² 当たりの価格	32,700 円/m ²			

1 基本的事項

(1)価格時点	令和4年7月1日	(4)鑑定評価日	令和4年7月10日	(6)路線価	〔令和4年1月〕 路線価又は倍率	円/m ² 1.1倍
(2)実地調査日	令和4年6月15日	(5)価格の種類	正常価格	倍率種別		
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 佐波郡玉村町大字上新田1770番11					②地積 (m ²)	331 ()	⑨法令上の規制等			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況		「調区」(70, 200)			
	1:1.5	住宅 W2	中規模の一般住宅や共同住宅のほか農地も見られる調区内の住宅地域	南5.3m町道	水道、下水	新町4.5km		(その他)			
(2)近隣地域	①範囲 東130m、西30m、南50m、北50m	②標準的使用	低層住宅地								
	③標準的画地の形状等 間口約15m、奥行約20m、規模300m ² 程度、形状長方形										
	④地域的特性 特記事項 玉村町西部に位置する調整区域内の住宅地域	街路	基準方位 北5.3m町道	交通施設	新町駅北方4.5km	法令規制		「調区」(70, 200)			
	⑤地域要因の将来予測 一般戸建住宅等が建ち並ぶ郊外住宅地域。玉村町内においては比較的生活利便性の高いエリアに近接し需要は底堅い。地価は横ばいを維持している。地域要因に特段の変動は見られず今後も現況を維持すると予測される。										
(3)最有效使用の判定	低層住宅地				(4)対象基準地の個別的原因	方位	+3.0				
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	32,700 円/m ²								
	収益還元法	収益価格	13,400 円/m ²								
	原価法	積算価格	/ 円/m ²								
	開発法	開発法による価格	/ 円/m ²								
(6)市場の特性	同一需給圏は調整区域に存する住宅地域を中心とした町内の住宅地域一円である。需要者は町内及び周辺市在住・勤務の一次取得者が主体である。近隣地域及びその周辺は戸建住宅が多く見受けられ、近隣地域南方には県立女子大や総合運動公園等の文教施設や公共施設が存している。調区内ではあるものの需要は堅調である。需要の中心価格帯は標準的地価程度の土地で1,000万円前後、新築戸建住宅で2,500万円前後である。										
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	当該地域は戸建住宅を中心とした住宅地域である。収益物件も散見されるが土地活用の観点から建設されたもので、土地価格に見合う賃料水準が形成されておらず収益価格は低位に試算された。典型的な需要者の目的は自己使用であり、代替競争不動産の取引価格を重視して意思決定を行うことから、市場の実態を反映した比準価格の説得力は高い。よって比準価格を重視し収益価格は参考に留め、類似標準地及び指定基準地との検討を踏まえて鑑定評価額を決定した。										
(8)公示標準価格としました	①□代表標準地 標準地番号 伊勢崎-1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	⑦内訳 路線化補正	街路 0.0 地域 0.0			
	公示価格 [99.3] 28,600 円/m ²	100 [100.0]	100 [89.2]	[103.0] 100	32,800		交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0	街路 -2.0 地域 -9.0 行政 0.0 その他 0.0			
(9)指定からの基準地の検討	①指定基準地番号 伊勢崎(県)-3	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	⑦内訳 路線化補正	街路 0.0 地域 0.0			
	前年指定基準地の価格 [99.3] 26,900 円/m ²	100 [102.0]	100 [82.5]	[103.0] 100	32,700		交通 0.0 環境 0.0 画地 +2.0 行政 0.0 その他 0.0	街路 -2.0 地域 -15.0 行政 0.0 その他 0.0			
(10)対象標準地の検討等の前から	①-1 対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 32,700 円/m ²	③価格変動形成要因の状況	一般的 [要因] 人口、取引件数ともに減少。取引価格は住宅地は横ばい、商業地は下落幅縮小。主に商業地についてコロナ禍の影響が受けられる。								
	①-2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 公示価格 円/m ²		[地域] 調整区域内の既成住宅地域に存し、選好性は普通程度で需要は堅調。価格に影響を及ぼすような地域要因の変動は見られない。								
	②変動率 年間 0.0% 半年間 %		[個別] 個別的原因に変動はない。								